

愛媛県立医療技術大学白灯油単価契約書

- 1 契約物品名 白灯油
- 2 契約単価 1 リットル当たり _____円
(うち消費税及び地方消費税額 _____円)
- 3 契約期間 契約締結日から令和8年3月31日まで
- 4 納入場所 愛媛県立医療技術大学指定場所
- 5 契約保証金 _____

公立大学法人愛媛県立医療技術大学（以下「甲」という。）と _____（以下「乙」という。）とは、継続的売買を目的として次の条項により契約を締結する。

（納入方法）

第1条 乙は、契約期間中甲の発注あるごとに、その都度、甲の指定する納入期限までに速やかに契約物品を納入するものとする。この場合、乙は直ちに納品書をもってその旨を甲に通知するものとする。

（権利義務の譲渡等）

第2条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、権利にあつては、書面により甲の承認を得た場合はこの限りでない。

（検査及び所有権の移転等）

第3条 甲は、第1条の通知を受けたときは、直ちに検査を行うものとする。

- 2 契約物品の所有権は、検査に合格したときをもって乙から甲に移転するものとし、移転前に生じた契約物品の亡失、き損等の損害は、すべて乙の負担とする。
- 3 乙が納入する物品の品質等について、甲が必要と認めたときは、乙は、甲の立会いのもとに試験検査及び品質を証明する書類の提出に応じなければならない。この場合に要する費用の一切は、すべて乙の負担とする。

（対価の支払方法）

第4条 乙は、毎月15日までに前月中に納入した分を取りまとめのうえ甲の確認を得て支払請求書を甲に提出するものとする。

- 2 甲は、前項の支払請求書が適法であるときは、当該支払請求書を受領した日の翌月末までにその対価を支払うものとする。

（代理受領の禁止）

第5条 乙は、売買代金の受領を第三者に委任してはならない。

（支払遅延利息）

第6条 甲がその責めに帰すべき理由により第4条第2項の支払期限内に対価を支払うことができなかったとき、乙は支払期限の翌日から支払日までの日数に応じて、支払義務額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に基づく率を乗じた額を遅延利息として甲に請求することができる。

ただし、その額が百円未満であるときは、その全額を切り捨てるものとし、また、その額に百円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てるものとする。

（契約保証金の返還）

第7条 乙は、契約保証金を納付している場合において、契約期間終了後、甲に契約保証金返還請求書を提出するものとする。

2 甲は、前項に規定する返還請求書を受理したときは、その日から30日以内に契約保証金を乙に返還するものとする。

3 契約保証金には利息を付さないものとする。

（作業場の責任）

第8条 乙の使用する者の給油作業に係る事故は全て乙の責任において措置するものとする。

（秘密保持）

第9条 乙は、契約履行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

2 乙は、その使用する者が契約履行上知りえた秘密を他に漏らさないようにしなければならない。

（甲の解除権）

第10条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、いつでも、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙から契約解除願の提出があった場合

(2) 乙の責めに帰すべき事由により納入期限内までに物品を納入することができない場合、又は履行する見込がないと甲が認める場合

(3) 乙又はその代理人若しくはその使用人が、正当な理由がなく、甲が行う検査等の実施に際し、甲の指示に従わない場合又はその職務の執行を妨害した場合若しくは詐欺その他の不正行為があった場合

(4) 甲が契約物品を使用した結果引き続いて使用することが適当でないと認めた場合、又は甲が契約物品の品質検査を行いその結果が基準に達しない品質であることを発見した場合

(5) 乙又は乙の代表役員等、一般職員等若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。）であると認められる

とき。

(6) 乙がこの契約の条項に違反した場合

(協議解除)

第11条 甲は、自己の都合により、いつでもこの契約の全部又は一部を解除することができるものとする。この場合において乙に損害の確証があり、かつ、乙から契約解除後30日以内に損害賠償の請求があったものに限り、甲が適当と認める金額を賠償するものとする。ただし、乙の同意を得て解除した場合は、この限りでない。

(違約金)

第12条 甲は、乙がこの契約を解除したときは解除した日の属する月の前月までに納入した当年度引取量に対する代価を、その引取期間の月数で除して得た1箇月平均額に解除後の月数を乗じて得た金額の10分の1に相当する額を違約金として徴収することができる。

(事情変更による契約の変更)

第13条 契約締結後、天災地変又は経済情勢の変動その他の状況により、契約内容を変更する必要があると認められる場合は、その実情に応じ、甲乙協議のうえ書面により契約単価、その他の契約内容を変更するものとする。

(その他)

第14条 この契約に定めない事項については、公立大学法人愛媛県立医療技術大学契約事務取扱規程（平成22年規程第58号）によるものとし、同規程に定めのない事項については、必要の都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和7年 月 日

愛媛県伊予郡砥部町高尾田543番地

甲 公立大学法人愛媛県立医療技術大学
理事長 安川 正貴

乙

仕 様 書

1 契約物品

白灯油（日本工業規格に規定する 1 号灯油）

2 単価契約期間

契約日から令和 8 年 3 月 3 1 日

3 予定数量（年間使用見込量）

1 1 0 , 0 0 0 リットル